

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業
(繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に
向けた取組支援) 実施要領

令和6年5月31日付け全肉振発事第59号

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1560号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）並びに畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）に基づき、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組を推進するための事業を実施することとし、その実施に当たってはこれらに定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容等

全国協会は、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化（以下「早期出荷」という。）を普及するために行われる、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 早期出荷の全国普及推進

早期出荷に適した子牛の哺育・育成マニュアルを作成し、普及する取組。

(2) 早期出荷コンソーシアムによる実証支援

取組主体が行う、産地における早期出荷コンソーシアムの設立・検討会の開催、先行事例の調査、早期出荷を実証する取組への支援。

第2 事業の要件

事業の要件は、以下のとおりとする。

1 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援

(1) 第1の(2)の事業（早期出荷コンソーシアムによる実証支援）の要件は次に掲げるとおりとする。

① 早期出荷コンソーシアムの要件

各取組を実施する早期出荷コンソーシアムは、事業実施年度の末日までに次のすべての要件を満たしていること。

ア 繁殖農家、肥育農家及び食肉流通事業者の3経営体を必須の構成員とする組織であること。

イ 代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。

② 実証参加農家の要件

実証に参加する農家は、次のすべての要件を満たしていること。

ア 繁殖農家は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第

6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。

イ 肥育農家は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構が交付する肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の登録生産者であること。

ウ 肥育農家は、「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」（平成17年3月30日付け16生畜第4391号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に定める協力肥育農家であること。

③ 実証内容の要件

①に定める早期出荷コンソーシアムは、次のすべてに該当する場合に限り、各取組を実施することができるものとする。

ア 事業実施年度の末日までに、次の要件を満たす「早期出荷実証計画」を別添Aにより策定すること。

(ア) 黒毛和種において、実証に供する子牛の平均出荷月齢を、現状よりも早期化し、かつ、8ヶ月齢以下とすること。

(イ) 黒毛和種において、実証に供する肥育牛の平均出荷月齢を、現状よりも早期化し、かつ、27ヶ月齢以下とすること。

(ウ) 実証により生産した早期出荷牛肉の具体的な販売計画を含むこと。

(エ) 実証終了後においても、早期出荷牛を継続的に生産・販売を図る計画を含むこと。

イ アの「早期出荷実証計画」に基づき、繁殖農家及び肥育農家が慣行の出荷と同等の収益性を確保できることを証明することを目標として実証に取り組むこと。

ウ アの(ア)及び(イ)を実現するための飼養管理マニュアルを策定すること。

エ 実証終了後、出荷月齢を早期化した方法、早期出荷牛の出荷成績、収益性、販売戦略等を記載した成果報告書を作成し、個人情報などを除き、インターネット上で公開すること。

オ 取組実施後、早期出荷の普及に資する講演会への招へいや寄稿文への執筆依頼等があった場合は、可能な限り協力すること。

④ 早期出荷実証奨励金の交付対象牛の要件

早期出荷実証奨励金の交付対象牛の要件は以下のとおりとする。

ア 早期出荷実証計画に基づき飼養する牛であること。

イ やむを得ない場合を除き、慣行肥育に仕向ける等、実証途中で実証に供する牛を変更しないこと。

ウ 子牛については、事業実施年度内に出生していること。

エ 肥育牛については、事業実施年度内に肥育を開始していること。

第3 取組主体の募集及び決定

1 取組主体の募集

全国協会は、第1の(2)の事業に取組む取組主体を公募により募集するものとする。なお、取組主体を公募する際の手続については、全国協会が別に定めるものとする。

2 取組主体の決定

取組主体は、全国協会が設置する審査委員会による審査を経た上で決定する。

なお、採択する取組主体の決定に係る審査基準及び審査方法等については、全国協会が別に定めるものとする。

第4 全国協会の補助対象経費等

1 全国協会は、予算の範囲内において、別表1の(2)及び別表2に定める補助対象経費及び補助率により、取組主体が第1の(2)に規定する取組の実施に必要な経費について補助するものとする。

2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とはならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第5 事業実施の手続等

1 補助金の交付申請及び交付決定

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合には、別記様式第1号により補助金交付申請書を一般社団法人全国肉用牛振興基金協会会長（以下「全国協会会長」という。）に提出するものとする。

全国協会会長は、提出のあった補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、取組主体に対しその旨通知するものとする。

2 事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別記様式第2号によりの補助金交付変更（中止又は廃止）承認申請書を全国協会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業に要する経費の30%を超える増額又は補助金の増額
- (3) 補助事業に要する経費又は補助金の30%を超える減
- (4) 取組主体の組織の改変等に伴う名称等の変更
- (5) 第1の(2)の経費の相互間における経費の30%を超える増減

3 補助金の概算払

全国協会会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

なお、取組主体が、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別記様式第3号に

より補助金概算払請求書を全国協会会長に提出するものとする。

4 状況報告

- (1) 取組主体は、この事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに全国協会会長に提出するものとする。ただし、第5の3の概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。
- (2) 前項に定めるもののほか、全国協会会長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

5 事業実績の報告

- (1) 取組主体は、別記様式第5号により事業実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった当該年度の3月31日のいずれか早い日までに全国協会会長に提出するものとする。
- (2) 事業費の確定と支払
全国協会は、事業実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金交付決定を行った範囲内において事業に要した額を確定し、農林水産省より補助金確定通知を受けた後、取組主体に対して通知するとともに、確定した補助金の精算払を行うものとする。
- (3) 全国協会は、事業が完了したときは、農水省要領及び要綱の規定により、事業の実績報告書を作成し、農林水産省畜産局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

取組主体は、事業実施年度の4年後の4月末日までに別記様式第6号により事業評価報告書を作成し、全国協会会長に提出するものとする。

第7 管理運営

全国協会は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な事業実施に向けた指導を実施するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、全国協会は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

第8 不正行為等に対する措置

- 1 全国協会は、取組主体が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、全国協会は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、農林水産省に報告するものとする。

- 2 全国協会は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めるときは、指名する職員に取組主体への調査を行わせることができるものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

取組主体は、全国協会に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

取組主体は、1のただし書により交付の申請をした場合において、第5の5の（1）に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

取組主体は、1のただし書により交付の申請をした場合において、第5の5の（1）に係る事業実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により補助金の消費税仕入控除税額報告書を速やかに全国協会に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を全国協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により全国協会会長に報告しなければならない。

第10 事業の推進指導等

全国協会は、農林水産省の指導の下、都道府県、取組主体との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 全国協会会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月31日から施行する。

別表1

肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援

区 分	取組項目	補助対象経費	補助率
肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援	(1) 早期出荷の全国普及推進	早期出荷に適した子牛の哺育・育成マニュアルを作成し、普及の取組に必要な経費	定額
	(2) 早期出荷コンソーシアムによる実証支援		
	ア コンソーシアムの設立・検討会の開催、先行事例調査	産地における早期出荷コンソーシアムの設立・検討会の開催、先行事例の調査の取組に必要な経費	定額
	イ 早期出荷実証奨励金	早期出荷の実証に取組む早期出荷コンソーシアムに対して交付する奨励金	定額 (実証に供する子牛1頭当たり150千円・1コンソーシアム当たり50頭以内、実証に供する肥育牛1頭当たり135千円・1コンソーシアム当たり50頭以内を上限とする。)

別表2

補助対象経費

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費（3万円未満のものに限る。） ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・ 試験等に用いる少額な器具等（3万円未満のものに限る。）	消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（取組主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
事業推進費	事業推進事務費	事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

注1 賃金については、「補助金事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

注2 上記の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 支払いが翌年度となる場合（賃金など前月分の実績を基に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
- (2) 補助事業の有無にかかわらず、取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第1号（第5の1関係）

令和○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付申請書
 （肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）

番 号
 年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
 会 長 殿

住 所
 取組主体名称
 代表者の役職及び氏名 印

令和○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）実施要領第5の1の規定に基づき補助金○○○, ○○○円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
 別紙様式第1-1のとおり
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

（注1）区分欄には、別表1の区分欄及び取組項目の欄に掲げる項目毎に記載すること。

（注2）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減	
			増	減
1 国庫補助 金	円	円	円	円
2 その他				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減	
			増	減
	円	円	円	円
合 計				

※ 区分欄には、別表1の取組項目欄の事業名を記載する。また、必要に応じて精算内容を記載する。

6 添付書類

- (1) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 実績報告書の場合は、支出証拠書類（支払経費ごとの内訳を記載した一覧表及び領収書等の証拠書類の写し）

※ その他、全国協会の求めに応じ、根拠資料を添付すること。

別記様式第1-1 (事業の内容及び計画)

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金実施計画書
(肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援)

1 早期出荷コンソーシアムによる実証支援

(1) 早期出荷コンソーシアムの概要

コンソーシアム名	実証地域	実証期間	取組内容	備考

(2) 早期出荷コンソーシアムの設立・検討会の開催、先行事例調査の実施

ア 早期出荷コンソーシアムの設立・検討会の開催

開催時期	開催場所	取組内容	補助金額 (円)	備考 (積算根拠)

イ 先行事例調査の実施

実施時期	調査場所	取組内容	補助金額 (円)	備考 (積算根拠)

(3) 早期出荷に供する子牛・肥育牛の計画

ア 早期出荷に供する子牛

実証頭数 (頭)	奨励金額 (円)	備考 (積算根拠)

イ 早期出荷に供する肥育牛

実証頭数 (頭)	奨励金額 (円)	備考 (積算根拠)

2 その他

(1) 環境負荷低減に向けた取組強化

- ・ 早期出荷コンソーシアムにおいて実証に参加する構成員から「みどりのチェックシート（畜産）」又は「環境負荷軽減のクロスコンプライアンス チェックシート」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

(2) 厚生年金及び健康保険への加入状況

- ・ 早期出荷コンソーシアムにおいて実証に参加する畜産経営体の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入（法人のみ）

(3) 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・ 早期出荷コンソーシアムにおいて実証に参加する畜産経営体の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

3 添付資料

- (1) 早期出荷コンソーシアムが法人の場合は定款の写しを、任意集団の場合は組織規約等の写しを添付すること。
- (2) 事業実績報告書を提出する際は、早期出荷コンソーシアムが作成した別添Aの「早期出荷実証計画」を添付すること。
- (3) 達成状況報告書（別記様式1号）を提出する際は、「計画」を「実績」に改めた上、1については、計画と実績が比較できるよう、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こと。なお、(1)の添付資料は不要とする。

※2の(1)～(3)は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

※2の(2)は、早期出荷コンソーシアムにおいて実証に参加する畜産経営体に法人がない場合は削除すること。

別記様式第2号（第5の2関係）

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書
（肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け全肉振発事第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）実施要領第5の2の規定に基づき（注2）申請します。

記（注3）

（記載要領）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）〇〇については、「変更」のうち補助金の追加交付が必要な場合のみ、「補助金〇〇円を追加交付されたく」と記載する。

（注3）記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第5の3関係）

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金概算払請求書
 （肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）

番 号
 年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
 会 長 殿

住 所
 取組主体名称
 代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け全肉振発事第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、一般社団法人全国肉用牛振興基金畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）実施要領第5の3の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交 付 決 定 額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	
	円	円	%	円	%	円	%	

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名 〇〇〇 支店名
- (2) 預金種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別記様式第4号（第5の4関係）

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金遂行状況報告書
 （肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）

番 号
 年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
 会 長 殿

住 所
 取組主体名称
 代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け全肉振発事第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）実施要領第5の4の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年12月31日までに完了したもの		令和〇年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分欄には、別紙様式第1号の記の3の表の区分欄に記載された事項について記載すること。
 2 事業費欄には、事業の出来事を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第5の5関係）

令和○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金実績報告書
（肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和○年○月○日付全肉振発事第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、一般社団法人全国肉用牛振興基金畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）実施要領第5の5の（1）の規定に基づき、その実績を報告します。

また、併せて精算額として畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金○○○円の交付を請求します。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内容を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 振込先金融機関名等を記載すること。（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義）

別記様式第6号（第6関係）

令和○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業 事業評価報告書
（肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和○年○月○日付け全肉振発事第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）実施要領第6の規定に基づき、別添のとおり、事業の評価を報告します。

別記様式第6号の別添

令和○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業成果報告書
(肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援)

1 早期出荷コンソーシアムによる実証支援

(1) 早期出荷コンソーシアムの概要

コンソーシアム名	実証地域	実証期間	取組内容	備考

(2) 取組の成果

成果目標	実績値	成果の達成状況
現状値： (年度)		
目標値： (年度)		

2 添付資料

(1) 別添Aの「早期出荷実証計画」を作成し、添付すること。

別記様式第7号（第9の3関係）

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金の消費税仕入控除税額報告書
（肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け全肉振発事第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援）実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
金 円
（令和〇〇年〇月〇日付け全肉振発事第〇〇号による額の確定通知額）
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の生産の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・ 補助事業者※1が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料